

自然保護と保護すべき自然と



不適当な自然保護という言葉

「自然保護」とはなんだろう。本誌前号に鯨島先生がこれと同じ一文を書いておられました。私もここ数年、自然保護とはなんだろう、どういふことなのだろう、ということが頭から離れたことがありませんでした。

会報第七号の「自然保護という言葉」の中で、僕さんも同じことをいっておられますので、この「自然保護とは？」という自

問自答は、自然保護になんらかのかわりのある人なら誰しも抱えていることではないか、と思われま。それなのに、誰もが疑問を持ちながら曖昧なままに、どうして「自然保護」という言葉を使わなければならないのでしょうか。何かほかに、もっと適当な言葉があるのではないか。私は現実におこなわれている自然保護運動をかえりみて、保護すべき「自然」の概念を確立しなければならぬことを痛感するとともに

に、現実に使われている自然保護という言葉が、いかに適切でないかということに思いいたったのでした。

日本の風土と日本人の自然観

そこで、曖昧なものとなっている「自然」の意味について考えてみました。

「自然」とは、一口でいえば、あるがままの姿ということ。この「あるがままの姿」は風土に密着していますから、その風土によって、そこに住む人々の自然観が異なるのは、当然といわねばなりません。

日本には日本人の、ヨーロッパにはヨーロッパ人の、インドにはインド人の、それぞれの自然観があります。その違いの一例をあげますと、太陽でさえ憎悪の対象である場合があります。日本やヨーロッパでは、太陽はすべての恵みの母であるけれども、インドやアラビヤでは、災禍の源はすべて太陽にあると考えているところもあるというわけです。

元来、日本人の自然観は、仏教や中国の影響を強く受けて、自然は人間の力ではどうしようもないもの、人間もふくみこまれた一体のものがどうしなくてもそうなっていく、という無常感に支配されておりまして。そこでは、人間は自然の一部です。しかし日本の風土は、インドや中国ほどには

苛酷でありませんでした。人間の富を、時として奪うことはあっても、与えられるほうがはるかに多かったのです。インドのように「人はただ自然からの逃避を願ひ」、中国のように「自然を恐れ、ただその許しを請う」自然観から「恐怖しながらも、しかもそれに寄りすぎる厳格な母親によりすがるように」という日本的なものに育っていきます。ここではまだ、自然を理解しようとする人間には育っていないのです。

こんな状態のところに、十九世紀にはいつてヨーロッパの自然観が入りこんできました。ヨーロッパのものはなんでも最高であると信じていた日本人は、風土的条件などはほうりだして、やみくもに、さしみに生クリームをかけたままのみ込んでしまったのです。

自然保護の思想は、ヨーロッパの風土のもとに生まれたものでした。「自然」に対する考え方が日本とまったく違うのです。日本の風土が、現在では多少ヨーロッパ化したといっても、日本人の自然観は、心情としてなかなか消え去ることはないでしょう。『自然保護とはなんだろう』という疑問や曖昧さは、すべてここに源があると考えてはあやまりでしょうか。

・ヨーロッパの風土とその自然観・

それでは、ヨーロッパの風土はどんなものなのでしょうか。これに関しては、和辻哲郎博士の「風土」という本があまりにも有名ですが、私は合田雄次著「合理主義」から、少々引用させてもらいたいと思います。

ヨーロッパの自然は、非常に規則正しく静かに変化し、日本の自然のように、豊かな太陽の光とたくさん雨をもたらし、豊かに穀物類を実らせたとすると、突然、さまざまな天変地異をもたらして、一瞬のうち人間にかなる条件も希望も無視して、すべての防衛手段をも突き破ってしまうような、そんな自然と違って、その穏やかな変化はまことに貧しく、自然の幸というものをほとんど人間にもたらさないのです。ヨーロッパの自然は、与えもしなければ裏切りもしないのです。

しかし、人間が技術的手段、能力をもって立ち向うと、この幸少ない自然が自分の力で豊かにできる条件になります。つまり、自然の合理的な変化を理解し、それに向うならば、人間が自由自在に使うことのできる風土になるのです。その合理的な法則を自分のものにしなにかぎり、森閑として、荒れたままやせた土地のままの自滞

です。ここに、ヨーロッパの風土的条件と日本のそれとの根本的なちがいが見いだされます。『自然を動かしている法則を、人間が悟りさえすれば、自然は思いのままにコントロールできる。自然は人間の奴婢である。山は礼拝の対象ではなく、人間に征服されるべきものである』、これが自然に対するヨーロッパ人の態度でした。

このような風土的条件が合理主義思想を發展させ、近代的な科学技術、産業の發展をうながして、今日のヨーロッパの繁栄がきずかれたのでした。この繁栄につれてあらわれてきた反作用が、自然保護思想だっと思われれます。

・本来の自然保護・

ヨーロッパの風土的条件のもとには、ごくまれた自然保護思想は、人間と峻別された自然を、人間の暴力から守らなければならぬということでした。その守らなければならぬ自然とは、人間の力の前ではたちまち破壊されてしまう弱い自然です。人間の力でどうにも変わる自然なのです。だからこそ、そのままの状態を保護しなければならぬと叫ばれたのでした。当初は、ただやみくもに保護しようとしたのでしたが、現在では、それは生態系の保護としてとらえる、ということだと思われれます。

保護すべき自然を生態系としてとらえた場合、その生態系を乱すすべての因子は排除されねばなりません。人間がそこにはいり得るのも、その自然の生態系を乱さない限度においてのみ許されることなのです。ここではじめて、自然保護地域での人間の利用が許容される理論的裏付けがでてくるのだと思います。そのための方法論はたとえば自然公園法の中に、曖昧なかたちで多少みられますが、まったく不備といえましょう。基本的な生態系の研究をふまえた方法論が、一日も早く確立されることを願うものです。鮫島先生の「動的自然保護」論も、おそらくこのことを意味しているのであらうと思われれます。

二十世紀も終わりに近づいた今日、日本の風土のヨーロッパ化はいちじるしいものがあります。かつてのヨーロッパ人のように、日本人も、風土の条件は克服したと考えてさしつかえないでしょう。もうこのへんで、自然と人間を峻別する自然観に徹しても良いのではないのでしょうか。そうすれば保護すべき「自然」の概念は、おのずから浮きぼりにされてくるはずですが。

・現実の自然保護運動・

ひるがえって、現実の自然保護の考え方をみるとどうでしょうか。いわゆる公害問

題や都市周辺の風致問題、観光問題など、人間の生活環境の保護に重点がかかりすぎているように思われます。これでは自然保護ではなくて、人間保護ではないのか。いづから保護されなければならないほど人間は弱くなったのか。

もちろん保護すべき「自然」の問題も、大きくみれば人間環境保護に違いはありません。しかし、これは次元の異なる問題ではないでしょうか。いわゆる公害問題は、人間の人間による暴力であって、こんな暴力は保護すべき自然の生態系に入り込ませては絶対にならないのです。それが人間の英智というものでしょう。公害を、自然にさんざんまき散らしながら、それが人間本来の生存にかかわる問題として發展したとき、はじめて大ききわがをし、こともあらうにこれを自然保護問題として扱うなど、本末転倒というべきだと思ふのです。

自然保護運動は、人間と峻別された「自然」を守る運動でなければならぬと思います。公害問題は人間の問題としてでなく生態系を乱す「自然」を破壊する問題として、とりあげられねばなりません。現実のままの自然保護運動なら、人間主体の風致保護運動とでも名称を変えたほうが、ずっとつきりするような気がします。いかがでしょうか。(北海道百年記念施設建設事務所)